

(予防) 短期入所生活介護 豊田喜楽園 料金表

【ユニット型個室】

【介護予防短期入所生活介護】 ※負担割合が1割でない方の利用料金は第4段階で計算しています。

令和6年8月現在

要介護度区分	1日あたりの 単位数	サービス提供 体制加算（Ⅱ）	介護職員処遇 改善加算（Ⅰ）	介護保険負担 限度額認定	食費 （1日）	居住費 （1日）	1割負担利用料金 （1日）	2割負担利用料金 （1日）	3割負担利用料金 （1日）
要支援1	529	18	1カ月の 総単位数 ×14%	第1段階	300円	880円	1,804円	4,758円	5,382円
				第2段階	600円	880円	2,104円		
				第3段階①	1,000円	1,370円	2,994円		
				第3段階②	1,300円	1,370円	3,294円		
要支援2	656			第4段階	1,445円	2,066円	4,135円	5,048円	5,816円
				第1段階	300円	880円	1,948円		
				第2段階	600円	880円	2,248円		
				第3段階①	1,000円	1,370円	3,138円		
				第3段階②	1,300円	1,370円	3,438円		
				第4段階	1,445円	2,066円	4,279円		

【短期入所生活介護】

要介護度区分	1日あたりの 単位数	サービス提供 体制加算（Ⅱ）	介護職員処遇 改善加算（Ⅰ）	介護保険負担 限度額認定	食費 （1日）	居住費 （1日）	1割負担利用料金 （1日）	2割負担利用料金 （1日）	3割負担利用料金 （1日）
要介護1	704	18	1カ月の 総単位数 ×14%	第1段階	300円	880円	2,003円	5,157円	5,980円
				第2段階	600円	880円	2,303円		
				第3段階①	1,000円	1,370円	3,193円		
				第3段階②	1,300円	1,370円	3,493円		
要介護2	772			第4段階	1,445円	2,066円	4,334円	5,312円	6,213円
				第1段階	300円	880円	2,081円		
				第2段階	600円	880円	2,381円		
				第3段階①	1,000円	1,370円	3,271円		
要介護3	847			第3段階②	1,300円	1,370円	3,571円	5,483円	6,469円
				第4段階	1,445円	2,066円	4,412円		
				第1段階	300円	880円	2,166円		
				第2段階	600円	880円	2,466円		
要介護4	918	第3段階①	1,000円	1,370円	3,356円	5,645円	6,712円		
		第3段階②	1,300円	1,370円	3,656円				
		第4段階	1,445円	2,066円	4,497円				
		第1段階	300円	880円	2,247円				
要介護5	987	第2段階	600円	880円	2,547円	5,802円	6,948円		
		第3段階①	1,000円	1,370円	3,437円				
		第3段階②	1,300円	1,370円	3,737円				
		第4段階	1,445円	2,066円	4,578円				
				第1段階	300円	880円	2,326円		
				第2段階	600円	880円	2,626円		
				第3段階①	1,000円	1,370円	3,516円		
				第3段階②	1,300円	1,370円	3,816円		
				第4段階	1,445円	2,066円	4,657円		

※裏面に続く

* 「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「居住費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

* 食費については（朝食385円、昼食530円、夕食530円）食べられた分のみ請求させていただきます。

* ご利用の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

* 介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

* 各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。

(予防) 短期入所生活介護 豊田喜楽園 料金表

○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
送迎加算	自宅と事業所間の送迎を行った場合	片道184円	○
緊急短期入所受入加算	計画にはない短期入所生活介護を緊急に行った場合(原則7日間)	90円/日	※
長期利用減算(31~60日)	同一事業所を連続30日超えて利用している者に対して減算を行う(60日まで)	-30円/日	※
長期利用減算(61日以降)	同一事業所を連続60日超えて利用している者に対して減算を行う	-32円/日	※
介護職員処遇改善加算(I)	総単位数に対して14%		○

* 上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

* 上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。